

公立大学法人広島市立大学経営協議会規程

平成22年4月1日

規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学定款（以下「定款」という。）第18条に規定する経営協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 経営協議会は、委員10人以内をもって組織する。

(審議事項)

第3条 経営協議会は、定款第21条各号に掲げる事項のほか、理事長が必要と認める事項について審議する。

(職務代理)

第4条 議長に事故があるときは、定款第18条第2項第2号の委員のうちから理事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の経営協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

2 前項の規定により経営協議会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(議事録)

第6条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(事務)

第7条 経営協議会に関する事務は、事務局企画室において遂行する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、経営協議会の運営等に関し必要な事項は、経営協議会が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。